

次のとおり一般競争入札に付する。

令和 7 年 7 月 8 日

1 入札に付する事項

(1) 件名

愛媛県庁本庁舎特別職等出退表示システム整備業務

(2) 業務の内容

契約書（案）及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所

愛媛県庁本庁舎（松山市一番町四丁目 4 番地 2）

(5) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和 5 年度から令和 7 年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有する又は 3（4）に掲げる開札日時までに有する予定と認められた業者で、次の事項に該当する者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 愛媛県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

- (3) プライバシーマークの認定又は IS027001 の認証が完了していること。
- (4) 過去 5 年（令和 2 年 4 月 1 日から開札日まで）の間に、地方自治体又はその他公的企業若しくは独立行政法人において同種業務の契約を締結し、履行した実績を有すること。
- (5) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。
- (6) 開札をする日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県総務部総務管理局

財産活用推進課新第二別館建設グループ

〒 790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

TEL 089-968-2161

- (2) 入札書の提出日時

令和 7 年 7 月 25 日（金） 10 時 00 分

- (3) 入札説明書の交付方法

(1) に掲げる場所で交付する。

※交付時間は執務時間中（月曜日から金曜日。祝日を除く。）

の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

- (4) 開札の日時及び場所

日時 令和 7 年 7 月 25 日（金） 10 時 00 分

場所 愛媛県庁本館 1 階 会議室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 保証金

ア 入札に際しては、入札者が見積もる契約金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付しなければならない。

ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

また、過去 2 年間に於いて、国、地方公共団体等と同種類の契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行している実績（2 件以上）を確認できる書類の提出があり、愛媛県会計規則（昭和 45 年規則第 18 号。以下「規則」という）第 137 条の規定に該当すると認められた者については、入札保証金の納付を免除する。

イ 契約に際しては、契約金額の 10 分の 1 の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、規則第 154 条に該当するものと認められた者については、契約保証金の納付を免除する。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、令和 7 年 7 月 22 日（火）午後 5 時までに入札説明書に定める書類を提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

イ 入札書は封入して提出しなければならない。

(4) 入札の無効

2 に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法

規則第 133 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った他の者のうち最低価格をもって入札を行った者を落札者とすることがある。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。